

遺言書による

ご相続のお手続きは

『ちばぎん』の**遺産整理業務**に

お任せください!



親が**遺言書**を残していたけど、
どうやって手続きしたらいいの?



自分が**遺言執行者**に指定されて
いたけど、どうすればいいの?

『ちばぎん』に
お任せください!!

遺産整理業務 (遺言執行代行サービス)



お亡くなりになった方が遺言書を残されていた場合の
相続手続きをサポートします!

*自筆証書遺言や公正証書遺言で指定された遺言執行者に代わって、
『ちばぎん』が相続手続きを行います。(遺言執行者の補助者としてお手続きします。)

千葉銀行だけでなく、遺言書に記載されている
すべての取引金融機関(国内に本店を有する金融機関)の
相続手続き(債務の承継等一部を除く)を
『ちばぎん』が代行に行います。

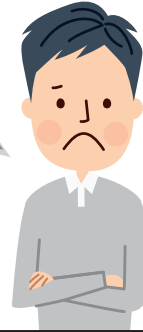
不動産、保険契約の権利やゴルフ会員権等*の名義変更につ
いても『ちばぎん』の遺産整理業務(遺言執行代行サービス)
の対象となります。

*遺言執行者が指定されている財産が手続きの対象となります。

遺言執行者のやるべき
手続きが分からない。

他の相続人に、
どのように説明すれば
良いのか分からない。

相続手続きの
全体像が分からず
不安に感じている。



当行が相続手続き
全体のアドバイスを
行います。

相続税の申告手続き等
は、専門家(税理士等)
の紹介により
お手伝いします。

当行以外にお取引
されていた金融機関の
相続手続きも代行
することができます。



《委任契約の締結》

事前のご相談

遺言書の内容、遺産の概要、
相続人のみなさまの
状況などにより、
手続きの進め方を検討します。

委任契約の締結

遺言書により遺言執行者に
指定されている方と、
「遺産整理に関する委任契約」
を締結します。

ポイント

当行が相続手続き全体のアドバイスを
行うことが可能です。
相続人の確定作業(戸籍による確認)も
サポートします。
当行以外にお取引されていた金融機関の
相続手続きも代行することができます。

《相続財産の調査》

相続財産の調査

取引金融機関の残高証明書や
不動産に関する資料の取得を
代行します。

財産目録の作成

調査した資料をとりまとめて、
一冊の目録を作成します。

ポイント

当行以外にお取引されていた金融機関も
一括して調査します。
当行が調査した結果を一覧にした財産目
録を作成して、相続人のみなさまに交付い
たします。

《財産の相続手続き》

金融機関の預金等の相続手続き

取引金融機関の預金等の解約
や名義変更の相続手続きを代
行します。

不動産の相続登記

司法書士へ相続登記の
依頼をします。

ポイント

当行以外の金融機関等の相続手続きも
いたします。
解約した金融資産は、手続き終了まで
当行が責任を持ってお預かりします。

《相続手続きの完了》

終了報告書の作成

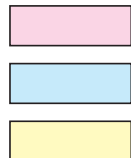
代行した相続手続きの内容を
まとめて、終了報告書を作成し
ます。

相続財産の引き渡し

相続手続きが完了した財産を
相続人のみなさまにお引き渡
しします。

ポイント

相続手続きの結果をまとめた終了報告書
を、相続人のみなさまにお渡しします。
金融資産などの相続財産を、各相続人
にお引き渡しします。



相続に関して紛争が存在する場合や、紛争を生じる蓋然性が高い場合には、ご相談に応じられない場合がございます。
当行の業務の範囲外となる相続税の計算および申告手続き等の税理士業務は「専門家(税理士等)の紹介」によりお手伝いいたします。

遺言書がない相続手続きも『ちばぎん』へ!

遺言書がない相続手続きは、ちばぎんが『遺産整理業務(相続手続き代行サービス)』*で、ご相続の手続きをお手伝いします。

*別途、専用のパンフレットをご用意しています。

遺産整理業務(遺言執行代行サービス)の手数料

財産評価に関する基本通達に基づく、遺産整理対象財産の相続開始時点における相続税評価額(課税価格の特例等により減額される前の評価額)を基準に、次の料率を乗じて算出した金額の合計額*(税別)となります。

遺産整理対象額の区分	料率
「千葉銀行」および「ちばぎん証券」に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等	0.3%
その他の財産	
1億円以下の部分に対して	1.5%
1億円超3億円以下の部分に対して	1.0%
3億円超の部分に対して	0.5%

※但し、最低手数料を100万円(税別)とさせていただきます。

【留意点】

※上記の手数料とは別に、以下の費用等がお客さまのご負担となります。

- ① 戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄費用
- ② 財産調査に係る各種証明書取得費用(預貯金の残高証明書等)
- ③ 不動産登記手続等名義変更に係る費用(司法書士の報酬を含む。)
- ④ 相続税申告等に係る税理士報酬(当行業務の範囲外となります。)

2019年1月15日現在

お問い合わせは、お取引の営業店または資産承継サポートデスクまでお気軽にご連絡ください。

千葉銀行 | 資産承継サポートデスク ☎ 043-301-8178

【ちばぎんのホームページアドレス】 <http://www.chibabank.co.jp/>

電話による受付時間 9:00~17:00(月~金 ただし銀行の休業日を除く)